

離婚届

平成24年4月10日届出

東京都千代田区長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号						
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) (よみかた)	夫 <u>みんじ</u> <u>たろう</u>	妻 <u>みんじ</u> <u>はなこ</u>
氏名	民事 太郎	民事 花子
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番1号	千葉県那覇市樋川 1丁目1番1号
(住民登録をして いるところ)	世帯主の氏名 民事太郎	世帯主の氏名 民事花子
(2) 本籍	東京都千代田区丸の内 1丁目1番	東京都千代田区永田町 1丁目1番
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の氏名 民事太郎	
父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 民事一郎 続き柄 長男 母 一子	妻の父 戸籍太郎 続き柄 長女 母 葉子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4) 婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) もどる者の本籍	東京都千代田区丸の内 1丁目1番 筆頭者の氏名 民事太郎	
(6) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 民事洋	妻が親権を行う子
(7) 同居の期間	平成19年1月から 平成24年2月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(8) 別居する前の住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番1号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自営業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名押印	夫 民事太郎 印	妻 民事花子 印
事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出して下さい(役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき-調停調査の謄本
審判離婚のとき-審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき-和解調査の謄本
認諾離婚のとき-認諾調査の謄本
判決離婚のとき-判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署押名印	甲山 存助 印	三川 竹子 印
生年月日	昭和13年6月10日	昭和15年8月30日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番1号	東京都世田谷区若林 4丁目31番18号
本籍	東京都杉並区今川 2丁目1番	東京都千代田区永田町 1丁目1番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに○のようにするしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしをつけてください。 (面会交流) <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。 (養育費の分担) <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。	(未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)
---	--